



Kobe University Repository : Kernel

タイトル Title	戦死者と共同体(1) : 阿蘇の佐川官兵衛をめぐって(Fallen Soldiers and Community (1) : On SAGAWA Kanbe-e in the Aso Area)
著者 Author(s)	田中, 悟
掲載誌・巻号・ページ Citation	政治経済史学,471:1-24
刊行日 Issue date	2005-11
資源タイプ Resource Type	Journal Article / 学術雑誌論文
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90000591

Create Date: 2018-01-21



戦死者と共同体〔I〕——阿蘇の佐川官兵衛をめぐって

Fallen Soldiers and Community〔I〕:

On SAGAWA Kanbe-e in the Aso Area

田中 悟 (TANAKA Satoru) *

はじめに

「戦争、あるいは戦死者をいかに記憶するか」という問題は近年、国民国家やナショナリズムとの関係において、注目を浴びている。それらの議論は概ね、「個人的な戦争や戦死者への記憶・追憶が、どのようにして集合的な記憶や公的記憶に発展するのか、その間の記憶相互の抗争・対立やその政治的役割について…国民、またはその外部の民衆に、特定の戦争・戦死者に関する解釈が定着していく過程を論じている」¹のであり、「本来なら結びつく必然性のない、大文字の国家と小文字の社会が、戦争という出来事を通して、国民という概念に結びつけられる」²過程を論じている。日本をケースとすれば、そうした議論は従来、一九三一—一九四五年の一五年戦争をめぐる戦争責任の問題、歴史認識の問題として語られることが多かった。この議論の対象とする諸事象が収斂する「場」と見なされてきたのが、近代日本の戦死者を「英霊」とし、祭神として祀り続ける靖国神社である。

ところが、靖国神社の歴史は、議論の焦点となってきたそうした時代をはるかにさかのぼったところから始まる。すなわち、その歴史は、一八六九年の東京招魂社の創建に端を発し、一八七九年に「別格官幣社靖国神社」という社格・社号を得て以来のものである。それゆえに靖国神社は、一九三一年以前に近代日本が国家として行なった戦争すべてにも関わっている。

高橋哲哉は、靖国神社が公開している「戦役事変別合祀祭神数」を示した上で、次のように論じている。

たしかにこれを見ると、全合祀者数（約二五〇万柱）のうちの圧倒的多数（約二三〇万柱）は、「支那事変」＝日中全面戦争と「大東亜戦争」＝アジア太平洋戦争の合祀者であることが分かる。しかしまた、近代日本国家がそれ以前にいかに多くの戦争を行なってきたかも、ここには明らかである。「明治維新」と「西南戦争」は内戦であったが、それ以後は「日清戦争」、「台湾征討」、「北清事変」、「日露戦争」、「第一次世界大戦」、「済

* 神戸大学大学院国際協力研究科・博士後期課程在籍〔政治学〕

南事変」、「満州事変」と、数年毎に對外戦争が繰り返されてきた。旧日本帝国は、これらの戦争に勝利して多くの植民地を獲得し、一大植民地帝国を築き上げたのである。³

高橋はここから、日本植民地主義と靖国神社との「骨がらみの関係」について議論を進めていく。それ自体が間違っているとは思わない。だが、冒頭に引用して示した問題設定を念頭に置きつつ改めて考えてみれば、それでもやはり、論ずべき問題はまだ残っているのではないだろうか。

靖国神社の全合祀者のうち、圧倒的多数は確かに對外戦争における戦死者である。しかし、靖国神社の前身たる東京招魂社は、そのような戦死者のために用意された施設では決してなかった。国民国家としての近代日本が確立する画期をいずれの時点に置くにせよ、東京招魂社は明らかに、對外戦争を遂行する主体となる国民国家に先行して在った。したがって、その営みは、国民国家の存在を前提に説明をして済ませるわけにはいかない。この事実を踏まえてみると、戦争や戦死者の記憶と国民や国家との関係は、相互に絡み合ったものであることは明らかである。近代において、戦争や戦死者の記憶は、確かにその大部分——對外戦争と、對外戦争に動員されて戦死した人々の記憶——を国民や国家によって規定されている。だがいっぽうで、国民や国家は、その成立を促した戦争や戦死者の記憶によって、規定されているのである。このような相互作用を読み解いていくためには、国民国家が戦争や戦死者の記憶を規定する回路、すなわち對外戦争をめぐる諸相を考えるだけでは明らかに不足である。それに加え、戦争や戦死者の記憶が国民や国家の存在基盤を規定する回路、とりわけ近代初期、国民国家の黎明期における国民形成の過程をも視野に入れる必要がある。国民国家が人々にとって自明のものとして確立する以前、戦争や戦死者はどのように人々に受けとめられていたのか。そうした時期の戦争や戦死者は、その後、国民国家が確立していく段階でどのように記憶されていったのか。ここで浮上してくるのは、先ほどの引用において高橋が一言触れるだけで通り過ぎてしまった「内戦」の時代という検討課題なのである。

本論文が事例として取り上げるのは、西南戦争期のある戦死者である。西南戦争下の阿蘇で戦死した一人の警察官に焦点を当て、この人物の死がどのように記憶され、どのように取り扱われていったのか、という問題を検討していく。国民国家が所与のものではなかった段階における戦争や戦死者をめぐる諸相を検討することによって、国民・国家と密接に関わりつつもそれに先行して在る戦争・戦死者をめぐる記憶のダイナミズムに迫ってみたい。とりもなおさずそれは、戦争、そして戦死者との間に「骨がらみの関係」を結ぶことによって、近代ネイション・近代国家が必然的に帯びる宗教性・祭祀性を問う営みの一端となるであろう。

第1章 佐川官兵衛が見た阿蘇——西南戦争下における熊本県の状況

命を受け、私は四十年三月廿八日現地に到着。下田教育長の案内で村内の上村重夫氏宅を訪ねた。上村氏は村の名望家で、「鬼官兵衛は私のこの家を本陣とされたのです」といって、草原の官兵衛の墓標に案内された。写真で大体のことは想像していたのだが、僅か一尺そこそこの木片、これが官兵衛戦死の地ですと教えられた時は胸の迫るを禁じ得ず、思わず胸の中には次のようなことが湧き出していた。

阿蘇の山、雨なす敵の銃弾に

鬼官兵衛が斃れしはこゝ。

里人が建て残したる官兵衛が

墓標は朽ちて一尺二寸

(中略)

官兵衛の墓標は初めからこんなに小さい無名の木片であったのですかと尋ねると、上村氏は、私が子供の時までは五、六尺の木柱に「官軍会津藩士佐川官兵衛外十七名戦死の跡」と記されてあったが、誰も省みる者もないので、こんな無惨のものになりました」と教えられた。⁴

佐川官兵衛は一八三一（天保二）年、会津藩上士の家に生まれた。松平容保の京都守護職時代にはこれに従って上京し、鳥羽伏見から始まる戊辰戦争では各地を転戦した。その戦いぶりから「鬼官兵衛」と称され、一〇〇〇石取りの家老として降伏・開城を迎えた彼は、謹慎・耐乏生活を経て一八七四（明治七）年に東京警視庁に出仕、一八七七（明治一〇）年の西南戦争勃発の際に警視隊小隊長として九州に派遣され、阿蘇で戦死している。この時期の著名な会津藩士として、必ず名前が挙がる人物の一人である。現在、会津若松市の鶴ヶ城三の丸址には「佐川官兵衛顕彰碑」が建ち、阿蘇では戦死した黒川のほか、本陣を置いた吉田新町などにも佐川官兵衛ゆかりの慰霊・顕彰碑群が数多く立ち並んでいる。

しかし一九六五（昭和四〇）年、会津の郷土史家である相田泰三が阿蘇南郷谷に位置する黒川の地を訪れたとき、そこはいま引用したような状況であった。佐川官兵衛終焉の地が黒川であることは、当時の会津においてはまったく知られていなかったと言ってよい⁵。また、阿蘇における佐川官兵衛の記憶は、細々と受け継がれてはいたものの、顧みられることはほとんどなく、記念の木標も朽ち果てる寸前だったのである。

佐川官兵衛の記憶は、何故そのような受け継がれ方をしたのだろうか。もし現在の顕彰活動の隆盛が、上記引用のごとくまさに朽ち果てんばかりの状態から出発しているのだとすれば、この問いは、そうした活動の原点を問うものともなる。熊本県下、阿蘇において、佐川官兵衛という人物の死は、どのような歴史的文脈に配置されたのか。彼の死には、どのような意味が付与されたのか。

本章では、佐川官兵衛の死を論じるための準備作業として、まず、阿蘇地方を中心に、当

時熊本県下で起きていた農民一揆と、この地にやってきた薩摩勢、さらに佐川官兵衛が属した豊後口警視隊の動向を、順を追って概観していくこととする。

1. 西南戦争期の熊本県における農民一揆

先行研究について

熊本・大分県下で一八七七（明治一〇）に繰り広げられた農民一揆のうち、その中でも最大規模であった阿蘇一揆に関する研究は、第二次世界大戦前からあった。水野公寿によれば、小野武夫が阿蘇郡役所資料によって発表した「肥後阿蘇谷の農民暴動」が最初のものであるという⁶。これは、阿蘇の大地主であった栗林家所蔵の文書を根本史料として阿蘇一揆の経過を追い、その原因や西南戦争との関係を論じたものであった。戦後になると、まず大江志乃夫が熊本県下の一揆を分析事例として取り上げた⁷。大江は、小野の使用した史料を踏まえつつ、阿蘇地方の農業経営の形態や、一揆の政治的指導の問題を論じている。次いで圭室諦成が一揆資料を収集し、史料集成として刊行している⁸。これは、熊本県立図書館所蔵の県政資料などから一揆関係の資料を集め、そこに解題を付したものである。

その後、これらの一揆研究を引き継ぐ形となったのが水野公寿である。水野は関係資料の収集をさらに進めた上でその分析を試み、熊本・大分県下にまたがる農民一揆の全体像を提示するに至った⁹。したがって、まとまった形の研究としては、水野のものが現時点での一つの到達点であると言え、各自治体史の編纂において水野の編著書が典拠として参照されるとともに、水野自身が執筆者として参加するなどしている¹⁰。

またこの間に刊行された注目すべき史料として、長野村（現・南阿蘇村）の長野内匠によって一八一三年から一八八七年まで書き綴られた日記を挙げることができる。これは従来一部が翻刻されたのみであった¹¹が、二〇〇四年になって、現存する五四年分の日記が全面的に翻刻され、一般に参照可能な形となった¹²。

そこで以下、主として水野の研究や各自治体の発行する自治体史・資料集などに拠りつつ、佐川官兵衛が目にした熊本県下の農民一揆の状況を見ていくことにしたい。

農民一揆の背景

八か月の長きにわたって九州各地で戦われた西南戦争は、他の士族反乱に比べてはるかに大きな影響を、戦場となった地域の住民へ与えた。ここで取り上げる熊本県下の農民一揆についても西南戦争の影響は色濃い。しかし、一揆自体は西南戦争に直接起因するものではない。ここではまず、この時期起こされた農民一揆の背景について、確認をしておきたい。

各地で展開した一揆は、村単位で始まっていることが多く、その要求も村や地区によって少しずつ異なっている。とは言えこの時期、そうした個々の一揆がほぼ一斉に始まった背景には、熊本県が展開していた諸政策があった。水野公寿の整理によると、この時期の政策的争点は以下の四つにまとめられる¹³。

(1) 民費の増徴

江戸時代の年貢は、廃藩置県によって国税（地租）となった。これにともなって地方税的性格を持つ民費が徴収されるようになっていた。民費は当初、地租の三分の一以内に制限されていたが、明治九年の県民費総額は明治六年の二倍以上となっており¹⁴、制限をはるかに越える増徴に対する不満が農民の間で高まっていた。そのため、徴収窓口でもあった戸長¹⁵・用掛¹⁶へ不満が集中する形となり、民費取り扱いに対する彼らへの疑惑や不正追及が騒擾のきっかけとなった。

(2) 地租改正をめぐる問題

熊本県の地租改正事業の事業の経費負担は民費三に対して官費一の割合であり、その民費支出は明治八・九年に集中する形となった。それに加えて、地租改正事業のために巡回出張する県官を酒肴をもって接待する「弊習」が横行し、これも民費に組み込まれてその増徴の一因となっていた。また、従来入会地として共有されていた土地が官有化されて薪炭の調達に支障をきたした例があったり、天下りの決定される地価に対する不安感・不公平感が生まれたりしたことも、騒擾の呼び水となった。

(3) 石代納の問題

租税は、地租改正によって金納化されることになるが、地価が確定するまでの間は、江戸時代以来の貢租米を換金して貨幣で納める石代納という形がとられた。ところが、明治九（一八七六）年には米価が前年に比べて暴落していたため、いったん布告された納税額を減額する措置がとられたものの、農民の負担はなお過重なものになっていた。

(4) 県民会での政治的経験

明治六（一八七三）年に当時の白川県権令として熊本に赴任した安岡良亮は、民権派の公選民会設立要求を容れ、明治九（一八七六）年、県民会を開設した。この県民会に県は、三つの議案を提出した。① 区戸長給料附巡査等級月給、② 郷備金取扱規則、③ 吉凶宴会の儀節、である。このうち問題となったのは①と②であった。

まず①であるが、区長・戸長・副戸長の給料をそれぞれ引き上げるという県原案に対して議員側は、官選となっている区戸長の公選（民選）化を主張し、原案の取り消しを要求した。これに安岡は、公選要求を「議案の本旨」を失った議論だと応酬した。県民会はこの給与増額原案を否決したが、県側はこの議決を不採用として原案通りの増額を施行した。これは民費の増徴に直結するだけでなく、区戸長の官選を固定化し、その官僚化にもつながるものであった。

次に②である。郷備金とは、江戸時代以来、備荒用として郷（大区）単位に備蓄されていたものであり、「人民の共有物」と認められていた¹⁷。県側がこの運用を区戸長の協議に委ねることを提案したのに対し、議員側は区戸長と大区議員との協議によることを主張した。区戸長が官選である以上、間接的ながら民選で選出されていた大区議員が協議に入るか否かは大きな違いであった。しかしこの議論とて、①と同様の運命をたどったのであり、結局のところ県民会は、全てに関して「原案の通及施行、衆議の趣は不致採用」¹⁸と安岡権令

に一蹴されてしまった。

以上、これらの背景を簡単にまとめておこう。この時期の農民は、地租改正作業が進行する中で、その経費を担う民費の増徴に苦しんでおり、区戸長の給与増額が民費の肥大化に拍車をかけていた。地租改正はその途上で石代納という徴収法を一時的に採用したが、米価の下落と相まって人々の負担は結果的に過重になっていた。さらに、区戸長は官選であって、必ずしも人々の支持を得ているとは限らなかった。合併によって自然村とは無関係な広大な領域を管轄し、かつ民費徴収の矢面に立ち、郷備金の運用権限をも有したことで、住民の信頼を得られていない区戸長は、後に見るよう一揆の標的となった。また、県民会に対して強権的であった安岡県政への抵抗も根強くあったのである。

それでは以下、豊後口警視隊がこの地を訪れる直前、こうした背景から起こされた農民一揆の経過をたどってみたい。

農民一揆の展開——城北の「戸長征伐」

西南戦争前夜の1877（明治一〇）年一月ごろから、熊本県下各地で騒擾が発生するにいたる。まず激化したのは民権派の活動拠点でもあった熊本県北部一帯であり、次いで阿蘇郡や上益城・下益城の両郡、また天草郡といった地方にも一揆が広がった。そしてこれらの一揆は西南戦争にも影響を受けつつ、薩軍・官軍それぞれに相対することとなった。

これらの農民一揆の全体を詳細に跡付けることは本論の目的ではない。ここでは、阿蘇一揆については後述することとし、他の地区に先駆けて一揆が激化した熊本県北部の状況をまず概観したい。

神風連の挙兵によって斃れた安岡良亮に代わり、新しく権令として赴任した富岡敬明の治下において、熊本県北部（城北）では村ごとに主として民費・郷備金関連において戸長・用掛に対する疑惑が出され、それらの人物との交渉・質問が一月早々から相次いでいる。こうした動きが生まれた村にはいずれも県民会議員、もしくは民権派人士がおり、こうした人物が農民と戸長・用掛との交渉に関与していた。

そのような動きに対して県は一月二三日、布達によって「多人数集会」を禁止し、県官を派遣して説諭に努めた。しかし、区戸長との交渉に際しては「傍聴」と称して「多人数集会」が続けられ、再度の禁止令にも今度は「兎狩」と称した集会が相次いだ。また出張先で県官は、数か村単位に村惣代を呼び出し説諭するという形式で説得を試みたが、これが逆に直訴の場となることがあった。この時点では、人々はもはや「議員惣代等」を頼まぬという姿勢を明らかにしている¹⁹が、その一方で「至つて正義の人」と人望の厚かった広田尚・堀善三郎という二人の県民会議員は、村や小区を越えた各地で招請され、山本郡・玉名郡の対戸長交渉を組織していった²⁰。その他の指導者には、村単位の組長・惣代のほか、金納郷士を中心に旧植木学校の影響を受けた民権派が多くいて、彼らは村単位を越えて活動した²¹。一月を通じて、対戸長・用掛交渉は村単位・数カ村単位、あるいは小区単位で、五大区・六大区・七大区の城北ほぼ全域において展開している。

こうした交渉における農民側の要求は、主なものとして四つ挙げる事ができる²²。

- 一 石代納延期要求——一月納入分について、五月あるいは地租改正終了までの延期の要求
- 二 民費の使途不明・不正使用等の疑惑に対して、帳簿の公開・清算・過金取り戻しの要求
- 三 地租改正費について、日当夜業料不正支出に対する帳簿公開・過金取り戻しの要求
- 四 これら不正を働いた戸長用掛に対する辞職要求——戸長公選の要求

これらの交渉は、大きく二つの成果をもたらした。一つは諸費の過金の取り戻しであり、もう一つは正副戸長の交代である。過金については薩軍の敗退、行政機構の回復に伴って返還されているが、戸長に関しては騒擾の起こった小区のほとんどで交代した。人々は戸長の不正を追及する中で、先に見た県民会における議員の主張と同じく、戸長公選論を主張するに至っていた²³。だが、県側の措置は、公選要求を容れる代わりに、追及の的とされた正副戸長を罷免し、騒擾の指導者を含む人望ある者を任命するにとどまった。また、それと併行して広田・堀をはじめとする指導者が逮捕され、二月上旬には城北の騒擾はいちおうの終息を見た。彼らは薩軍の進撃に伴って二月中旬にいったん釈放されたが、その時点では既にこの地域の騒擾も終息しており、広田・堀ら民権派人士でもあった指導者の一部は、熊本協同隊に参加して薩軍に合流することとなった。

二月十九日、熊本城が炎上し、この一報が届くと、城北は再び騒擾化した。この時期の城北は、官軍・薩軍や協同隊が進出する中、区戸長の行政機構が崩壊して政治が空白化した地域も生まれ、そのようなところで騒擾が発生した。協同隊や薩軍も入り乱れる状況のもとで対戸長・用掛交渉が行なわれ、民費の過金返還や米穀の貸し出しを受けるところもあった。しかし三月に入ると再び軍隊および巡査による逮捕が開始され、初旬のうちに多くの地域の騒擾は鎮圧された。

こうした城北の一揆を通じて、参加した村数は一五七、参加者は一万二四〇〇人余りを数え、参加した村においてはほぼ全村的な参加が見られた。城北の一揆は行政の末端と目される戸長・用掛との交渉が基本的な形態であり、一部で行なわれた打ちこわしも戸長・用掛が対象となっている。この点は次に見る阿蘇一揆とは大きく違う。また、城北では、説諭集会が直訴の場に転ずるといった動きはあったものの、区長や県官の説諭・警官の行動がおおむね有効に働き、それによって交渉は比較的早い段階で鎮静化したとされる。

阿蘇一揆と薩軍・警視隊の阿蘇進出

続いて阿蘇一揆を見てみよう。阿蘇においても、発端は一八七七（明治一〇）年一月であった。このとき、小国郷下城村・満願寺村で「地租改正費」や「地券入費予備金」の取り立てに関する疑惑を問う動きが相次いで表面化している。この時点ではまだ騒擾化するには至っていないが、そのきっかけとなったのは、やはり二月十九日の熊本城炎上であった。県庁が御船・木山・山鹿へと移転する中、南郷谷河陽村の用掛は二四日、戸長詰所払いの

うわさがあると述べている²⁴。二六日には薩軍が二重峠に出兵し、戸長役場は二八日限りで解散と言われ始めた²⁵。政府軍に尽力した一巡査の報告によれば、波野郷片俣村の一農民は熊本城下の状況を見聞して帰村し、二五日「悦んで申向け候には過日薩兵熊本に乱入致し候処、其勢ひ盛んにして、熊本城も兩三日前に焼失せり。故に此度の勝利は薩に在りと。然れば是時節到来せり。是よりは租税も上納せず、且又村吏等も我意の欲する処任せんと」と村中を触れ歩いているという²⁶。

こうして二月二八日ごろから阿蘇全域で一揆の動きが高揚することになるのだが、阿蘇一揆の詳細については節を改めて後述することとし、ここでは城北の一揆と阿蘇一揆との異同について述べておきたい。まず、城北の一揆が最初に高揚した一月、県の行政機構はいまだ健在であり、県官を派遣して農民の説得に当たらせたり、指導者の逮捕によって騒擾を鎮めたりすることが可能であった。西南戦争が始まり、県庁が移転を重ねた危機的時期にも、県の行政力がこの地域を完全に手放すことはなく、軍事力や警察力を背景にして一揆は早期に鎮圧された。これに対し、阿蘇一揆が高揚した二月中旬以降、この地域の県庁一大区（区長）一小区（戸長・用掛）の行政機構は崩壊し、薩軍が二重峠に進出するに及んで、阿蘇全域が県の行政力が及ばない権力の空白地帯の様相を呈したのである。

また、阿蘇における一揆は当初、城北と同様、正副戸長や用掛など行政末端機構との集団交渉・打ちこわしであったが、次第に酒屋・質屋などの高利貸や地主に対する打ちこわしが見られるようになる。打ちこわしは城北でも行なわれているが、阿蘇ではさらに大規模に、また対象も区戸長の範囲を超えて、富裕層一般にもその矛先が向けられたのが特徴的である。

こうした県の行政機構の崩壊による権力の空白化、一揆の対象の拡大といった状況のもとに、薩軍と豊後口警視隊は阿蘇に入ってきたのであった。そこで次に、薩軍と豊後口警視隊の阿蘇進出について概観しておきたい。

薩軍の阿蘇進出の足掛かりとなった二重峠滞陣は、二月二六日から四月二〇日までの二ヶ月弱の期間とされる。

いっぽう、二月二三日に小倉に上陸し、中津から南宇和・豊岡を経て三月一日に大分入りした警視隊は、二日には薩軍の二重峠進出を把握しており、これに対抗して坂梨まで進んでこの要衝を扼することを、京都の川路利良大警視宛に具申している。またこの日、偵察によって「肥後笹倉、坂梨、南郷、宮地、宮原、小国、内牧、防中、等の諸郷に暴民あり。名を郷備金割戻しに託し鐘鼓を鳴し区戸長役場に集り恣に富豪を掠奪し其勢甚だ猖獗、巡査も亦之を如何ともする能はず。其魁は郷士の賊に党し、教道隊中に在る者なり」²⁷という情報がもたらされている。六日になると「二重峠の賊、初め二三百に過ぎず。今漸く其数を加へ、土塁数所を險要に設け、一意大分を突かんとす」²⁸との情報が届き、警視隊は翌七日朝を期して全隊坂梨に進むことを決めた。七日出発した全隊は、その日のうちに今市駅に入り、翌八日には岡駅に入った。三月八日付の「第十一大区五小区正副戸長より、南郷筋の景況聞取書」によれば、「南郷筋」は「党民不殘賊に加担に付、探偵も入込みがたし」

という状況であり、阿蘇地方は「官軍」にとってまさに「敵地」の様相を呈していたのである²⁹。

九日になって、久住に駐在している五番小隊長・倉内末盛警部より「阿蘇の奸民、隙に乗じて暴発せんとするの色あり」³⁰との報告が入った。これに対して警視隊各部隊は、翌一〇日から一二日にかけて、笹倉から外輪山を越えて移動し、坂梨に本営を構えるに至った。

ここに、大津から二重峠に抛り、一小区黒川村まで進出していた薩軍と、大分から阿蘇に入り、三小区坂梨に本営を置く豊後口警視隊との対峙の構図が成立したのである。

2. 阿蘇の一揆勢と豊後口警視隊

前節で見たように、阿蘇入りした豊後口警視隊が見たのは、薩軍だけでなく、対戸長交渉から高利貸や地主への打ちこわしにまで発展する一揆の嵐であった。当初、隊長である松垣直枝は、植木口の戦線へ早期に合流することを考えていたようであるが、その前に、薩軍の展開に「世直し」の希望を見出す一揆勢と相対することになる。

ここでは、阿蘇各地で展開していた一揆勢が、警視隊とそれぞれどのように接触し関わっていったのか、この点を地域別に見ていきたい。まず北部の状況を見たうえで、佐川官兵衛が駐在した南部・南郷谷に目を転じ、各地域における人々と警視隊との関わりを検討する。

波野郷（六小区）

阿蘇地方の中でも大分県寄りに位置し、豊後口警視隊がまず足を踏み入れた波野郷（六小区）の一揆をまず見てみよう。

二月二三日、小地野³¹・波野両村の代表が小園村に寄り合い、旧久住惣庄屋から六小区に引き継いだ積立金・慶応三年までの貢納残金・明治元年以来の郷備金、これらの金銭についての疑惑のほか、昨冬民費金取り立てが各村において不平等であったことを戸長に尋問しようとした。二五日、滝水村で地所質入書入の古証文について無利息年賦要求をすることに決定し、二六日には小地野・赤仁田の代表が小園に寄り合って、副戸長と交渉した。この日、滝水・中江の両村では、負債無利息年賦について隣村に交渉を呼びかけた。二七日、小地野・波野・小園の代表は笹倉で戸長と交渉したが難航し、代表は村継をもって戸長詰所への集合を伝えた。翌二八日、各村から四、五〇人の農民が笹倉に集合し、正副戸長立会いのうえ諸帳簿の調査を開始した。

三月一日、各村の代表者は古証文無利息年賦について協議したが、意見はまとまらなかった。帳簿調査が進み、借金利引き下げ交渉がされる中、二日、大利・境ノ谷・小園・赤仁田各村の債主に九分通りもしくは悉皆捨方の誓書を書かせた。三日、小地野村代表は、旧久住会所から戸長が昨冬受け取っていた四五円を区内一一村で分けるために預かった。この頃、借金利引き下げの集団行動は滝水・山崎村に及んでいる。四日から六日にかけては、債財捨方の証書を書いた債主から借金証文を取り返す動きが村を廻って続いた。七日

になって、債主が十年以前は悉皆捨方、十年以後は元金のみ返弁とすることを農民側に申し出てきたため、交渉の末、十年以前は悉皆捨方、その後八年までは四分通捨方、それ以後は元金のみ返弁することになった。豊後口警視隊が進出して来たのはこの頃であり、それ以後、警視隊の影響力のもとで一揆は沈静に向かった。

また、この警視隊の進出時には、阿蘇郡の中で最も早く一揆の動きが表面化した地域であり、波野郷から外輪山を越えて北に広がる阿蘇地方最北端の小国郷（四・五小区）へも、豊後口警視隊五番小隊長の倉内末盛が、二五人の警部を率いて小国郷へ出張している。倉内は、一〇日から一日にかけて、小国郷の農民に説諭を加え、徒党をしない旨の請書を取って解散させている。

阿蘇谷（一・二・三小区）

阿蘇谷は、阿蘇の中でも最も激しく一揆が燃え盛った地域であり、警視隊と薩軍とが相互に進出して攻防戦を繰り広げた阿蘇地方の中心部である。

ここでは二月二五日、二小区小野田村内の綾野下原村・新村の農民が借立米について寄合を持ったことをもって騒擾の嚆矢とする。薩軍が二重峠に進出した翌二六日、小野田村の村民集会で借立米についての傘連判が作成された。二八日になると、黒流・小野田・小倉・小池・山田・役犬原など二小区各村の農民約三〇〇人が内牧浄信寺において戸長・用掛と集団交渉を行なった。この交渉の場で、内牧村の士族・片山嘉平太が旧細川知事の直書を読み聞かせ、鎮まらなければ斬るとしたが、農民は薪や竹で対抗した。けっきょく、くじで帳簿類は小野田村で保管することとなり、副戸長・高木彦太郎は逃亡したものの、もう一人の副戸長である甲斐友文や用掛を各村に引き連れてその場はいちおう解散となった。しかし、集まった農民はそれだけではおさまらず、内牧の村役人や高利貸、さらには件の片山嘉平太の家をも打ちこわしにかかり、さらに宮地村に押し出した。

三月一日、一揆勢は三小区坂梨を打ちこわし、三小区の者は手野から小野田へ、二小区の者は西町から竹原・坊中・北黒川へと押し出した。黒川で内牧の地主や住職らが一揆勢に打ちこわしの中止を申し入れてきたので、代表が交渉し、「十年前貸金は悉皆捨方、十年後は元金据置利子のみ捨方、小作は四分六分」の証文を取り、この日は退散した。「一揆勢三千」と報告されている。二日、一小区の農民が宇土村で打ちこわしを行ない、内牧から山田村へと押し出した。そこに黒流・小野田の農民も参加し、さらに内牧で打ちこわしを行なった。五日には黒流村の農民が内牧の高利貸から借金証文を取り返しており、八日には小野田村で借立米についての甲斐副戸長宛ての嘆願書が作成された。

このように阿蘇谷の一揆が荒れ狂う中、三月一〇日、桧垣少警視率いる豊後口警視隊が竹田から笹倉・大利など阿蘇地方へ進出し、一日に笹倉へ、また二日には坂梨へと本営を移した³²。ところが一八日の二重峠の戦いで警視隊は三四名の戦死者を出して薩軍に敗れてしまった。その後も警視隊はしばらく坊中・内牧・宮地・坂梨など阿蘇谷主要部を確保し、二重峠再攻撃の機をうかがっていたが、四月三日にはいったん阿蘇地方から撤退し、

竹田まで後退した。そこへ薩軍が進出し、坂梨の大黒屋に本陣を置いた。三月三十一日に結成され、大分県中津支庁を襲って一時は大分県庁にまで迫った「新政党別軍」いわゆる中津隊が別府・由布院から小国郷経由で阿蘇に入り、二重峠の薩軍に合流したのはこの頃のことである。

水野が収集した、阿蘇一揆に参加した一・二・三小区、いわゆる阿蘇谷の農民の「罪案書」に拠る限り、警視隊進出以後の様子についての記述はほとんどない。波野郷・小国郷の顛末から推測すれば、警視隊本隊の到着に伴って、さしもの一揆も終息に向かったものと思われる。その後、阿蘇谷は警視隊と薩軍との衝突の主戦場となり、両勢力が入り乱れることとなった。人々にとって、身の処し方が極めて難しい状況が出現したのである。例えば、水野が収集した一小区農民五名の罪案書のうち、四名が何らかの従軍経験を述べている。このうち、二名が薩軍であり、二名が官軍である³³。収録されている罪案書は限られているため、この比率に意味を見出すことはできないが、少なくとも両勢力と農民との関係が錯綜したものであったことはうかがえる。阿蘇谷における一揆参加者の警視隊協力者数に限ってみれば、合計一二二名であり、士族九三名に平民二九名であった。警視隊に協力する者は士族が圧倒的多数を占めていたことがわかる³⁴。

以上見てきたように、阿蘇での警視隊と薩軍との戦いは北部・阿蘇谷を主戦場とて展開された。その中で、波野郷では早い段階で警視隊の進出を見たために一揆も早期に沈静化したものと思われるし、小国郷では本隊とは別に倉内隊が進出し、一揆勢に説諭を加えて解散させている。また、阿蘇谷には警視隊本隊が駐在したため、それ以降に一揆を起こすことは困難であったと思われる。

さて、いっぽうの阿蘇南部でも、農民・警視隊・薩軍がそれぞれ接触を持っている。引き続いて、警視隊・薩軍の行動の記録が比較的少ない野尻郷（七小区）・菅尾郷（八小区）を除く九・一〇小区の動きを見てみよう。

高森郷（九小区）

高森郷での動きは三月に始まっている。三月二日、上色見村で戸長が野開雑税を割賦しようとした³⁵が、農民の苦情によりできない状況となった。このとき、農民の側では利息引き下げについて相談していた。また高森村の寄合では、学校建設寄附金の抵当として戸長に差し出されていた地券証の下げ渡し・昨年貢納の受取書検査を決めた。高森町の士族である畠中弘二はこの日、「高森村人民犬狩を名とし、用掛宅へ集合する」³⁶ことを聞きつけ、古沢元倫とともに用掛宅へ向かい、説諭に及んでいる。三日、高森村で借金利子引き下げについての交渉が持たれ、一〇ヵ年無利息の要求は拒否されたものの、これまでの借金は無利息一〇ヵ年賦、これからの借用は利息一步で妥結し、翌四日約定書を取り交わした。その四日には上色見村でも村用備初代金を学校建築費に当てた残金や学校入費残金の割戻しを用掛に交渉し、七日に割戻しを受けている。六日には上色見村の農民が了蓮寺で集会を

開き、「役人退治萬民之為」と書いた紙旗を押し立てて、郷備金・野開増税などの取り調べのため戸長詰所へ押し出した。七日から一〇日にかけて、上色見村では貸借悉皆捨方を要求して債主と交渉が持たれ、借用証文を取り返した。色見村でも同様の事態が起きている。

九日には一〇小区から何者か（一揆勢と思われる）が入り込んで、隣接する吉田村字中島で放火する事態が発生するが、その吉田村や白川村では、一〇日になって借金利子引き下げ要求が出される。吉田村では二〇〇人余の農民が家屋巻き倒し用の綱や鉦・鎌・杖などを用意して各債主と交渉、小作米引き下げも合わせて要求した。一一日には吉田新町にあった抵当米を薩軍が掠奪するという事件も発生し、これに対応する形で警視隊の一部が一三日、坂梨から吉田新町に進出した。これに勢いを得た高森郷旧郷士五〇人余からなる有志隊は一五日、外輪山・高森峠を越えて阿蘇地方最南部の菅尾郷（八小区）に進出し、戸長詰所で農民たちが帳簿調べをしているところへ「東京巡查」と称して乗り込んだ。農民との談判の中で有志隊側が農民二人に重傷を負わせたため、農民側は竹や棒で対抗し、有志隊はいったん引き揚げた。一六日にも菅尾郷では引き続き帳簿調べが行なわれていたが、今度は吉田新町の警視隊本隊が出張してきた。警視隊は、再び大勢集合しない旨の請書を農民に出させ、退散を命じている。

南郷谷（一〇小区）

二重峠に近いこの地区ではまず二月一四日、河陽村で元庄屋宅売り払い代金・村備初代金精算を用掛に要求する動きが出ている³⁷。次いで二五日、河陽村地藏堂で村民集会が開かれ、諸帳簿取り下げや郷備金・民費予備金・温泉割賦金などの割り戻しを要求して戸長詰所に迫った。二八日、河陽・長野両村の農民が長野小学校で集会し、所在不明の戸長捜索のため河陰村に赴いた。同日、中松村では、明治六年分の租税が凶作のため無税になっていたにもかかわらず、戸長からまだ下げ渡しされていないことが問題となる。

三月一日になって、河陽・長野両村の村民が河陰村龍王社に集会した。河陰村の有力者である長野一誠らが説得に入り、郷備金の割り戻しなどについて五日間の猶予があれば調査するとしたので、一同は長野に一任した。四日、長野一誠らは貧民の救助米を出すことで一揆をやめるように示談を図ったが、翌五日、河陽・長野両村ではあくまで不在の区戸長を探し出し、郷備金の割り戻しを迫ることに決した。六日になって阿蘇谷での借金証文捨方が伝えられると、翌七日には両村で郷備金取り下げについて用掛と交渉するとともに、債主に迫って証文を取り返す動きが起こった。八日になると、河陽村で「十小区人民中」と書いた布旗を押し立てた人々が河陰・中原村の債主に迫り、翌九日にかけて打ちこわしも行なわれた。一一日にも河陽村光雲寺で村民集会が開かれ、債主から取り戻した証文を借主に返却している。さらに一三日に至り、河陽村では郷備金割り戻しが行なわれた。

そのような騒然とした状況の下で、一三日、高森郷吉田新町に警視隊が進出したのであるが、これに対抗して、二重峠の薩軍も一小隊を河陽村黒川に出陣させている。そして一八日、警視隊本隊の二重峠攻撃と連動して、その黒川で警視隊と薩軍との戦闘が起こった。

警視隊側は小隊長・佐川官兵衛が戦死するなどして敗れ、吉田新町から坂梨に退いた。これを追う形で黒川の薩軍は八日、坂梨まで進出している。

以上、地区別に阿蘇一揆の経過を概観してきた。ここで、西南戦争や警視隊との進出との関係でいくつかのことを指摘しておきたい。

まず、多少の時間的前後はあるものの、一揆に向かう動きがほぼ全域で起きている。時期的には熊本城炎上や薩軍の二重峠進出と重なるが、それ以前から地租改正費を問う動きがあるなど、西南戦争と阿蘇一揆との間に一方的な因果関係を見出すことは難しい。

とは言っても、薩軍が二重峠に姿を見せたことが、行政機構の麻痺と相まって、一揆の動きを加速させていることは明らかである。薩軍優勢の観測が一揆勢を後押ししたこともまた否めない。そのいっぽうで、豊後口警視隊の進出が一揆勢に対して抑制する方向で影響を及ぼしたこともまた明らかである。二重峠に隣接する阿蘇谷・南郷谷の打ちこわしがとりわけ激しかったこと、薩軍進出地域からは遠い波野郷や小国郷・菅尾郷の動きが警視隊の進出によってあっけなく鎮静化に向かっていることが、これらの見方を支持していると言えるだろう。

一揆の結末と裁判

竹田で態勢を立て直した警視隊は七日、笹倉に入り、阿蘇に再進出した。一〇日に松山彪三等大警部率いる巡查二〇〇名を加えた警視隊と、豊後進出を目指す薩軍とは一三日、坂梨峠滝室坂で再び衝突した。この戦いで敗れた薩軍は黒川・二重峠まで後退し、警視隊は再度坂梨に進出した。一五日に津川顕三警部率いる二小隊をさらに加えた警視隊は、薩軍の走路と予想された矢部・南郷に対し、二重峠・黒川口・阿蘇山の線で守備を固めた。二〇日の陸軍諸隊による大津口進撃に際しては、二重・黒川・防中の哨兵を増強することで対応している。この戦いでも敗れた大津の薩軍は、撤退を余儀なくされた。二一日には満田清民警部の一小隊が加わり、二三日になって坂梨・内牧といった阿蘇谷の哨兵を撤収した警視隊は、ようやく南郷谷に進出し、下色見村に入った。ここで二四日、熊本入りの命を受け、松山・津川の両隊は翌日熊本に直行した。いっぽう満田隊と本隊は御船に入り、そこで二九日、「別働第三旅団第五大隊」と改称されたのである。したがって、豊後口警視隊の阿蘇駐在は四月二五日までということになる。

いっぽう、四月一四日には薩軍による熊本城包囲が解かれ、一六日にそれまで転々としていた仮県庁が籠城していた本庁と合同すると、県の行政機構は急速に回復した。熊本警視出張所は四月二九日、布達を出し、五月一五日までに始末書を提出するよう命じた³⁸。

しかし、その提出期限である五月一五日付の熊本県内牧出張所から熊本県への報告によれば、阿蘇郡（一一大区）の情勢は行政機構や治安状況の安定にはほど遠く、一揆参加者の捕縛こそ出張警官の手によって進んでいたものの、「暴民巨魁」についてはこの時点でもまだ着手に至っていなかった。しかも、出張警官が引き揚げればたちまち県の出張所も機能

停止に陥りかねない、というのがこの時点における阿蘇の治安状況であった³⁹。これに対し、権令富岡敬明は翌一六日付で、警部・巡査の引き揚げ取り消しと更なる増員とを決定している⁴⁰。

この措置を受けて、五月二七、二八日ごろからさらに「阿蘇郡暴民」の逮捕・取調べが進み、六月三〇日には内牧小学校に熊本裁判所内牧出張所が開設され、審理が始まった。水野の研究によってもこの審理の内容は明らかではない⁴¹が、一〇月二九日（兇徒聚衆・放火）および三〇日（破毀牆屋・附和随行）に判決が申し渡された。翌三十一日には裁判所の内牧出張所は閉庁され、これ以降の阿蘇一揆関連の裁判は熊本裁判所で直接取り扱ったという。

この裁判の判決について、再び水野の研究に拠りながら概観しておこう。判決を言い渡された者は八八八六名、うち三一五名が無罪だったので、処罰されたのは八五七一名である。被処罰者は一戸につき一名であり、一家から数名の参加者を出した家では他の者の罪は不問とされた⁴²。明治一〇年の阿蘇郡の戸数が一万三三六二戸であるから、六四%の家が処罰者を出した計算になる。

「兇徒聚衆」の罪名で一〇〇日以上懲役刑を受けた者は、それぞれその地域における一揆の指導者と目された人々である。二九名中六名が獄死しているが、どこの獄で死亡したかは不明である⁴³。「放火」の罪名で起訴され、同じく懲役刑を受けた五名は、三小区役犬原村で二月二八日、屠牛場番小屋に放火した人々である。

「破毀牆屋」については、平民で捕縛された者は懲役七〇日に換えて杖七〇、自首してきた者は罪一等を減じ、懲役六〇日に換えて杖六〇、また士族で捕縛された者は禁獄七〇日、自首してきた者は禁獄六〇日であった。

「附和随行」で罪に問われた者については、次のような区分がなされている。「違令重き」者は懲役四〇日を贖罪金三円に換えた。そのうち戸長用掛を通じて始末書を提出した者は罪一等を減じ、懲役三〇日に換えて贖罪金二円二五銭が課された。「違令軽き」者は懲役二〇日に換えて贖罪金一円五〇銭が課されている。また、「廢疾、十五才以下、七十才以上の者」はそれぞれ該当する金額の三分の一とした。さらに、「附和随行」の中には八名の女性が含まれているが、いずれも始末書提出によって懲役三〇日から罪一等を減じられ、さらに懲役二〇日に替わる収贖金は男子の三分の一の五〇銭とされている⁴⁴。

1 赤澤史朗「戦後日本における戦没者の『慰霊』と追悼」（『立命館大学人文科学研究紀要』八二号、二〇〇四）一一七頁。

2 藤原帰一『戦争を記憶する 広島・ホロコーストと現在』（講談社現代新書、二〇〇一）一四四頁。

3 高橋哲哉『靖国問題』（ちくま新書、二〇〇五）八二頁。

4 相田泰三『佐川官兵衛殉難碑の建立されるまで』（会津士魂会、一九六九）五頁。

5 一九六二年、白虎隊記念館館長であった早川喜代次の依頼によって、この木標が発見され、その写真が早川のもとへ送られてきたという事実はある（塩谷七重郎「佐川官兵衛一會津藩のラスト・サムライ」小桧山六郎・間島勲編『幕末・会津藩士銘々伝（下）』新人物往来社、二〇〇四、所収、四二頁）。相田の引用文中にある「写真」とはそれのことであり、彼自身、阿蘇を訪れる以前、調査の過程においてその写真を目にしている。だが、この時点では、その地を現認した会津人はまだいなかった。

6 小野武夫『維新農村社会論』（刀江書院、一九三二）所収、四三三―四五四頁。

-
- 7 大江志乃夫『明治国家の成立』（ミネルヴァ書房、一九五九）参照。
- 8 熊本女子大学郷土文化研究所編『熊本県史料集成 12 明治の熊本』（日本談義社、一九六七）および『熊本県史料集成 13 西南役と熊本』（同、一九六八）。なお、両書とも国書刊行会から一九八五年に復刻されている。
- 9 水野公寿編著『西南戦争期における農民一揆 史料と研究』（葦書房、一九七八）、水野公寿『西南戦争と阿蘇』（一の宮町、二〇〇〇）参照。
- 10 例えば、『阿蘇町史 第一巻通史編』（阿蘇町、二〇〇四）。
- 11 内村政光『公民教育資料第二 肥後の百姓村に於ける明治維新前後の日誌』（熊本県立図書館蔵、発行年不明）
- 12 『長陽村史資料集「長野内匠日記」』（全三巻、長陽村教育委員会、二〇〇四）
- 13 前出、水野『西南戦争期における農民一揆 史料と研究』二二〇―二二二頁参照。以下『史料と研究』と略記。
- 14 具体的には、明治六年には二四万八八七八円七二銭二厘であったものが、明治一〇年には五万七七一四八円五七銭となっている。この数字は、明治一〇年の地租低減にもなって民費の賦課限度も地租の五分の一以下と改められたことによって、三五万三九三六円四三銭と劇的に減少している（『熊本県史近代編第一』一九六一、二〇九―二一一頁）。
- 15 明治五年の戸籍調査に合わせて、庄屋・名主・年寄といった旧村役人に代わって、各村に戸長・副戸長を置くことが定められた。またこの年、この戸籍編成の便のため設けられた大小区がそのまま行政区画とされ、区長・副区長を置くことが許された。大区の長が区長、小区の長が戸長である。その後、明治六年から七年にかけて各区の合併が進められ、区長・戸長の管轄区域は拡大していった。明治七年には区長・戸長は官吏に準じるとされたが、その経費は民費で賄われるにもかかわらず、これらの職は官選であった。この点は、後出の明治九年県民会で大きな争点となる（『熊本県史近代編第一』一八二―一九〇頁）。
- 16 『熊本県史近代編第一』は、「熊本域下」の明治七年改正に伴う機構整備を次のようにまとめている。「区長の下には小区毎に戸長役場を置き、戸長一名、副戸長二名、筆生五名、肝煎二名が詰めた。小区内の町には坊長一後に町用懸と呼んだ一を置いて民政を担当していた」（一九〇頁）。水野『史料と研究』二四三頁によれば、用掛は戸長・副戸長とともに小区に置かれているので、上記『熊本県史』の「町用懸」に相当する民政担当の役職であろう。
- 17 郷備金については、今村直樹が、その前身である会所官銭との関連から明治一〇年の農民一揆との関係性までを論じている（「肥後藩の『遺産』 相続争い―肥後の民衆と郷備金―」『熊本歴史叢書 5 細川藩の終焉と明治の熊本』熊本日日新聞社、二〇〇三）。
- 18 『熊本新聞』明治九年九月一六日（前出、大江『明治国家の成立』一一四頁）。なお、引用に際して旧字体は新字体に、カタカナはひらがなに改めた。以下、特に注記のない限り、本論文における引用については同じ。
- 19 前出『熊本県史料集成 12 明治の熊本』（以下、『明治の熊本』と略記）一四六頁にある、山鹿町光専寺で開かれた説論集会に関する山鹿郡古閑村の野満安親の証言は、そうした人々の姿勢をよく伝えている。
- 20 水野『史料と研究』二三一頁。
- 21 水野『史料と研究』二四二頁、表(4)参照。
- 22 水野『史料と研究』二三八―二三九頁。
- 23 その例として、山鹿郡来民町衛藤真俊の供述などを挙げるができる（水野『史料と研究』六〇頁）。県民会における議員の区戸長公選要求の背後には、こうした人々の支持があった。
- 24 阿蘇郡河陽村今村徳治の供述による（水野『史料と研究』一七二頁）。
- 25 例えば阿蘇郡満願寺村小代嘉太郎は「詰所明後二十八日には解散の趣」といった噂があったことを証言している（水野『史料と研究』一四二頁）。
- 26 「十年西南戦乱之際盡力セシ巡査賞与調」（熊本県立図書館蔵、水野『史料と研究』二五八頁より再引用）。水野はここから「農民の世直しの願望」を読みとっている（『史料と研究』同頁）。
- 27 旧別働第三旅団参謀部編集『西南戦争日注』（一八八三）一九六一―一九七頁。引用に際して適宜句読点を補った。以下、『西南戦争日注』からの引用に関しては同じ。
- 28 『西南戦争日注』二〇〇頁。
- 29 「事変日誌・探偵三」（前出『熊本県史料集成 13 西南役と熊本』所収）一八〇―一八一頁。以下、『西南役と熊本』と略記。
- 30 『西南戦争日注』二〇二頁。
- 31 小池野村は「小池野」と表記されることもあるが、特に統一されぬまま両表記ともに使用されたようである。そのため、『波野村史』（一九九八）も表記の統一を断念している（「凡例」参照）。

-
- ³² 水野『史料と研究』二五八頁によれば、警視隊が坂梨に進出したのは三月一五日とされるが、ここでは『西南戦闘日注』二〇四頁の記述に従う。
- ³³ 四名のうち、士族は一名のみであり、あとは平民である。なお、ここでいう「士族」はすべて地元の金納郷士を指している。金納郷士については、森田誠一「近世の郷士制、特に金納郷士の性格—肥後藩政史との関連において—」（森田誠一編『地方史研究叢書 肥後細川藩の研究』名著出版、一九七四、所収）参照。
- ³⁴ 前出、水野『西南戦争と阿蘇』一六九頁。
- ³⁵ 「開」とは、肥後藩治下において種々の特権を認められた土地であり、野開のほかにも海辺新地・赦免開・赦免建山などと呼ばれるものがある。免租もしくは軽税賦課措置がとられてきたこれらの土地の処理は、地租改正に当たって困難な問題の一つとなっていた（新熊本市史編纂委員会『新熊本市史 通史編第五巻 近代Ⅰ』熊本市、二〇〇一、三五九頁以下参照）。
- ³⁶ 「事変西南の役・尽力者賞与履歴十五」（『西南役と熊本』所収）一八一頁。
- ³⁷ 水野『史料と研究』二六六頁。なお、当時の一一大区区长・野田信道は二月一五日、内牧の警察出張所へ向かう途中に、これらの人々の苦情を聞いている（藤崎清一『久木野村誌第一巻 むらを歩く—久木野の事蹟と文化財』久木野村教育委員会、一九八五、一七二—一七三頁。以下『むらを歩く』と略記）。
- ³⁸ 水野『史料と研究』二七二頁。
- ³⁹ 『西南役と熊本』一九六頁。
- ⁴⁰ 同前。
- ⁴¹ 水野『西南戦争と阿蘇』一三一頁。
- ⁴² こうしたケースはすべて「無罪」に算入されている。
- ⁴³ 水野『史料と研究』二七三頁。水野は、「三池炭鉱の囚人労働で死亡したのではないかと述べている（同頁）。三池炭鉱では、一八七三（明治六）年の官営移管以降、囚人労働が用いられていた（安丸良夫『監獄』の誕生）『一揆・監獄・コスモロジー』朝日新聞社、一九九九、所収、一四二頁）。
- ⁴⁴ 安丸良夫によれば、「贖罪」とは一般的には「事情憫諒」すべき場合に刑罰が贖罪金に換刑されるものをいい、「収贖」とは老少・廢疾・婦女で「矜恤」すべき事情のある者への換刑を指す。その際の収贖金は贖罪金の三分の一であるという（安丸『監獄』の誕生 一〇八頁）。